

20歳になったら国民年金

国民年金は、やがて訪れる長い老後や、生活の安定を損なうような『万が一』の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。

20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう！

国民年金とは？

国民年金は、国が責任をもつて運営し、やがて訪れる長い老後の収入を国が約束してくれる公的年金制度です。

日本国内に住所を有する20歳から60歳までの方は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があります。老後などに年金を受け取る権利があります。自営業者、学生などは第1号被保険者に、サラリーマン、公務員は厚生年金や共済組合に加入すると同時に第2号被保険者に、第2号被保険者に扶養されている配偶者は第3号被保険者になります。

また、国民年金は、老後の所得保障だけではなく、病気やけがで重い障害が残ったり、18歳未満の子どもを残して、父親が亡くなったときにも年金を支給し、思いがけない人生の『万が一』もサポートします。

加入手続きは、どうするの？

国民年金の加入手続きは、第1号被保険者は市役所で、第3号被保険者は配偶者の勤務先などを經由して行います。第2号被保険者は厚生年金保険などの加入手続きにあわせて行いますので、個別の手続きは必要ありません。

毎月の保険料はいくら？

第1号被保険者となる方は、20歳になったら忘れずに加入手続きをしてください。

保険料(定額)は、月額14,410円です。なお、保険料をまとめて前払いすることにより割引される前納制度もあります。また、定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納付されると、将来、老齢基礎年金に加えて付加年金が支給されます。

保険料が払えない場合はどうすればいいの？

学生である場合など、収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる「学生納付特例制度」「若年者納付猶予制度」「保険料免除・一部納付(免除)制度」があります。この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納となっていると、万一のときに障害年金が受け取れないなどの思わぬ事態を招きますので、ご注意ください。

国民年金は、退職(失業)による特例免除があります

特例免除は、申請する年度または前年度において退職(失業)の事実がある場合に対象となります。特別免除を希望する方は「国民年金保険料免除申請書」に失業の事実を確認できる書類(離職票、雇用保険受給者証など)を添えて市民生活課年金・医療担当に申請して

ください。また、この特例免除については、配偶者・世帯主が退職された場合にも対象となります。

※配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは保険料免除が認められない場合があります。

問合せ先

山梨社会保険事務局大月事務所
☎(22)5837
市民生活課 年金・医療担当

免除・猶予・特例処置は未納より有利です！

■こんなに違う！免除・猶予・特例期間と未納期間の扱い

	免 除	猶 予	特 例	未 納
老齢基礎年金を受けるための期間に	入る	入る	入る	入らない
老齢基礎年金額は	減額になるが算入できる	算入できない	算入できない	算入できない
障害基礎年金・遺族基礎年金を受けるための期間に	入る	入る	入る	入らない
後から納めることができる期間は	10年以内	10年以内	10年以内	2年以内

免除・猶予・特例期間にかかる保険料は10年以内であれば、追納(後から納めること)ができ、老後の年金を満額に近づけることができます。ただし、2年を経過した分については当時の保険料額に加算が付きません。

追納をおすすめします